

手話言語条例案を提出

県議会
3会派 25日本会議採決へ



向笠茂幸議長(左)に条例案を提出する古沢時衛議員ら
県議会議長応接室

県議会の自民党、公明党、

県政会の3会派は22日、手話に対する県民の理解を深めて普及させるため、県に計画的な取り組みを求める「県手話言語条例案」を向笠茂幸議長に提出した。25日の本会議で採決される予定で、可決されれば鳥取県に次ぎ都道府県で2例目。施行は来年4月1日。

条例案は、手話は意思疎通に欠かせない言語であるとの認識に立ち、聴覚障害者が手話を使って生きやすい環境づくりを進める目

的。3会派は9月に条例検討会議(座長・古沢時衛県議)を設置して検討を始め、素案に対する県民からの意見も募ってきた。

前文で「いまだに手話に対する理解が浸透しているとは言えない」とし、制定目的は「手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築する」とした。

県には手話の普及を推進する責務があるとし、市町村と連携・協力にも努めることと明記。また県は手話の普及に関する施策を総合的に進めるための「手話推進計画」を策定し、実施しなければならないとした。

事業者には、聴覚障害者を雇用する際には手話の使用に配慮するよう努めることとした。県民にも普及に努めるよう求めた。

(高本 雅通)

県議会

手話言語条例を可決

ろう者ら「全国に理解広げて」
歓迎

県議会は25日、手話に対する県民の理解を深めて普及させる「県手話言語条例」案を全会一致で可決した。100人以上のろう者や手話通訳者らが本会議場の傍聴席で採決を見守り、「条例制定を機に福祉だけの世界ではなく、幅広い県民や事業者の間に手話への理解が広がってほしい」と歓迎した。

(高本 雅通)

条例は鳥取県に次ぎ都道府県で2例目となり、来年4月1日施行。自民党、公明党、県政会の3会派が議員提案し、各会派からの質疑の後に採決が行われた。本会議後、県聴覚障害者連盟の河原雅浩理事長(53)

「二宮町」は県議会に感謝した上で「手話で自由に社会参加できる社会を実現するための土台ができた。さらなる運動を進めていきたい」と述べた。

同連盟は5月に5万4千人を超す署名を添え、県議

会に条例制定を求める陳情を提出。十分な意思疎通が

できずに受ける誤解や地域や職場での孤立に關し、社会の手話に対する理解不足が大きな要因となつていて」と訴えていた。

河原理事長は「最終的には日本全国どこでも県条例



条例制定を歓迎する県聴覚障害者連盟のメンバーと県議ら一県議会

の条件で生活できるようになつてほしい。他県にも条例が広がり、国が手話言語法を制定する流れにも結びついてほしい」と条例制定の波及効果にも期待した。

条例は手話が意思疎通に欠かせない言語であるとの認識に立ち、聴覚障害者が手話を使って社会参加しや

すい環境づくりを進める目的で制定。県に手話の普及に關する施策を総合的に進めるための「手話推進計画」を策定し実施することなどを義務付けている。

県は2015年度に推進計画策定に着手し、16年度予算から計画を反映させていく見通しという。

県手話言語条例が成立

普及推進へ 障害者ら喜び

手話を「言語」と位置づけ、普及を後押しする県手話言語条例が25日、県議会本会議で全会一致で可決・



条例の成立を喜び、傍聴席で県議と記念撮影する障害者ら

成立した。来年4月1日から施行される。同様の条例の可決は、鳥取県に次ぎ、都道府県議会では2例目。傍聴席には、県内の聴覚障害者や手話通訳者ら約110人が駆け付け、条例の成立を喜んだ。

条例案は、自民、公明、県政会の3党派が提出した。手話の普及や教育、使用しやすい環境整備の推進を「県の責務」と明記し、県に推進計画の策定と実施を義務づけ、必要な財政措置を求める一方、事業者にも手話の使用に関して配慮を求めている。来年度中に

計画を策定し、2016年度予算から具体的な事業に反映される見通し。

提案者に対する質疑で、昨年10月に条例を施行した鳥取県では、全国手話検定試験の受験者が昨年度の67

人から約130人に倍増し、手話通訳者の新規登録者が5人から8人、手話奉仕員は11人から20人に増加したことが紹介された。

条例を巡っては、県聴覚障害者連盟などが今年5月、5万4600人以上の署名を添え、制定を求める陳情書を提出していた。本会議を傍聴後、同連盟の河原雅浩理事長(53)は報道陣の取材に対し、「この条例はゴールではなく、新たな

スタートだと肝に銘じ、さらなる運動を進めたい」と手話で意気込みを語った。

県議会第3回定例会は25日、計53議案を可決し、閉会した。人種や民族差別を助長するヘイトスピーチ(憎悪表現)を禁じる法整備などを国に求める意見書案も「表現の自由」に十分配慮しつつも早急に対応することが肝要」との文言を加え、全会一致で可決された。

手話普及条例を可決

県議会、政策実行促す

県議会は25日、自民党な

ど3会派が議員提案した県手話言語条例案を全会一致で可決した。県に対し、手話普及の推進計画づくりと政策の実行を促す内容で、来年4月1日に施行される。手話を普及させる条例は、都道府県では鳥取県に

次ぎ2例目という。

手話を理解できる人を増やし、聴覚障害者が暮らしやすい社会をつくるのが目的。手話の普及を県の「責務」と位置づけ、聴覚障害者を雇ったり、サービスを提供したりする企業にも手話を使うよう努力すること

を求める。県民にも、手話への理解を深めるよう求める規定も盛り込んだ。

県聴覚障害者協会事務局

長の河原雅浩さん(53)は「手話で自由にコミュニケーションが取れる社会の土台ができた」と話している。